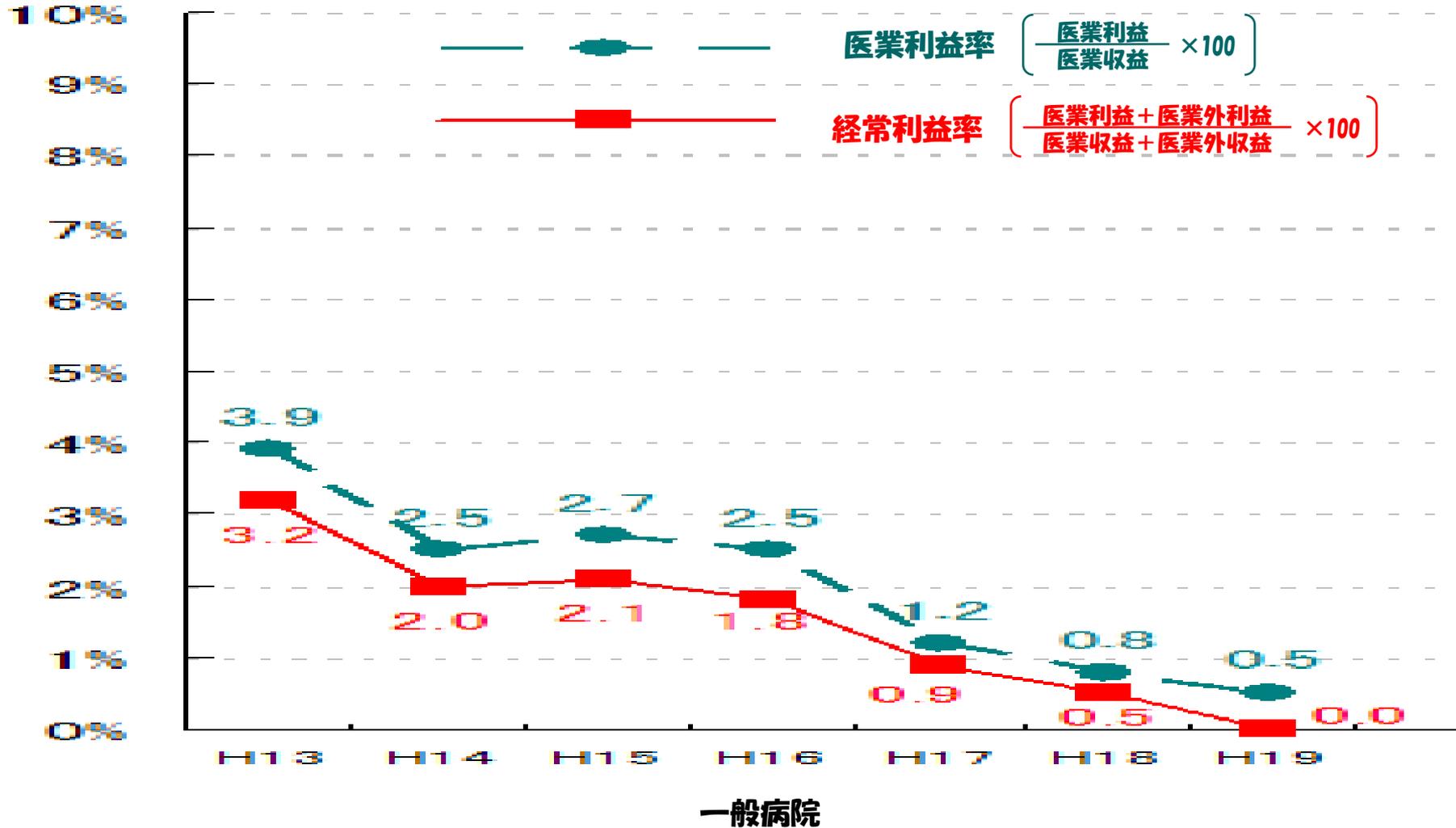


# 資料1 病院の医業利益率・経常利益率の推移



資料：(独)福祉医療機構「病医院の経営分析参考指標」より

## 資料2 収益に対する借入金償還額の割合

○ 課税後償却前利益と長期借入金償還額の事業収益に対する割合（粗い試算）

単位：千円

〔1施設当たり平均額〕

	事業収益	事業費用	うち 減価償却 費	事業利益	事業外収 益	事業外費 用	経常利益	法人税等	税引後利 益	課税後償 却前利益	長期借入 金元金償 還分
① 一般病院	2,944,241	2,928,501	141,058	15,740	60,237	75,735	242	97	145	141,203	229,651

〔事業収益を100とした時の各科目の割合〕

	事業収益	事業費用	うち 減価償却 費 (A)	事業利益	事業外収 益	事業外費 用	経常利益	法人税等	税引後利 益 (B)	課税後償 却前利益 A+B キャッシュ70-	長期借入 金元金償 還分 C	差引過 不足 A+B-C
① 一般病院	100.0	99.5	4.8	0.5	2.0	2.6	0.0	0.0	0.0	4.8	7.8	-3.0

**長期借入金元金償還がキャッシュフローの中でできないため、短期借入等を行って回している。（資本の毀損）**

注1. 「事業収益」「事業費用」「事業利益」「事業外収益」「事業外費用」の各欄には、①～③にあっては「医業収益」「医業費用」「医業利益」「医業外収益」「医業外費用」を、⑤、⑥にあっては「事業活動収入」「事業活動支出」「事業活動収支差額」「事業活動外収入」「事業活動外支出」を計上している。また「経常利益」の欄には、⑤、⑥にあっては「経常収支差額」を計上している。

注2. ⑤、⑥にあっては、「事業活動収入」として「国庫補助金等特別積立金取崩額」を差引いた額を、「事業活動支出」と「減価償却費」からは「国庫補助金等特別積立金取崩額」の相当額を差引いた額を計上している。

注3. 「法人税等」は、本来は法人全体の利益に課せられるものであるため施設単位では計算されないが、ここでは便宜上「経常利益の40%」として仮置きした。なお⑤、⑥については、開設主体が社会福祉法人であることから、非課税とした。

注4. 「経営分析参考指標」の「経常利益率」は、①～④については分母を経常収益（事業収益+事業外収益）としているため、上表と合わないものがある。

注5. 「長期借入金償還割合」は、0を超える長期借入金約定償還額が計上されているものの事業収益に対する割合を単純平均したものであり、〔1施設当たり平均額〕の集計施設数とは一致していない。

# 資料3 最低確保利益とは (利益を出さなければ借入金の元金償還ができない財務構造)

## 損益計算書PL

費用		収益
医業外費用	支払利息等	医業外収益
医業費用	人件費 経費 (固定資産税) 委託費	医業収益
(内、減価償却費)	元金償還分 (内、償却超過分)	
当期利益	(内、留保40%) 税 (利益×40%)	

**キャッシュフロー**  
 = 当期利益 - 法人税等 + 減価償却費等  
 ≥ 借入金元金償還額 + 留保分

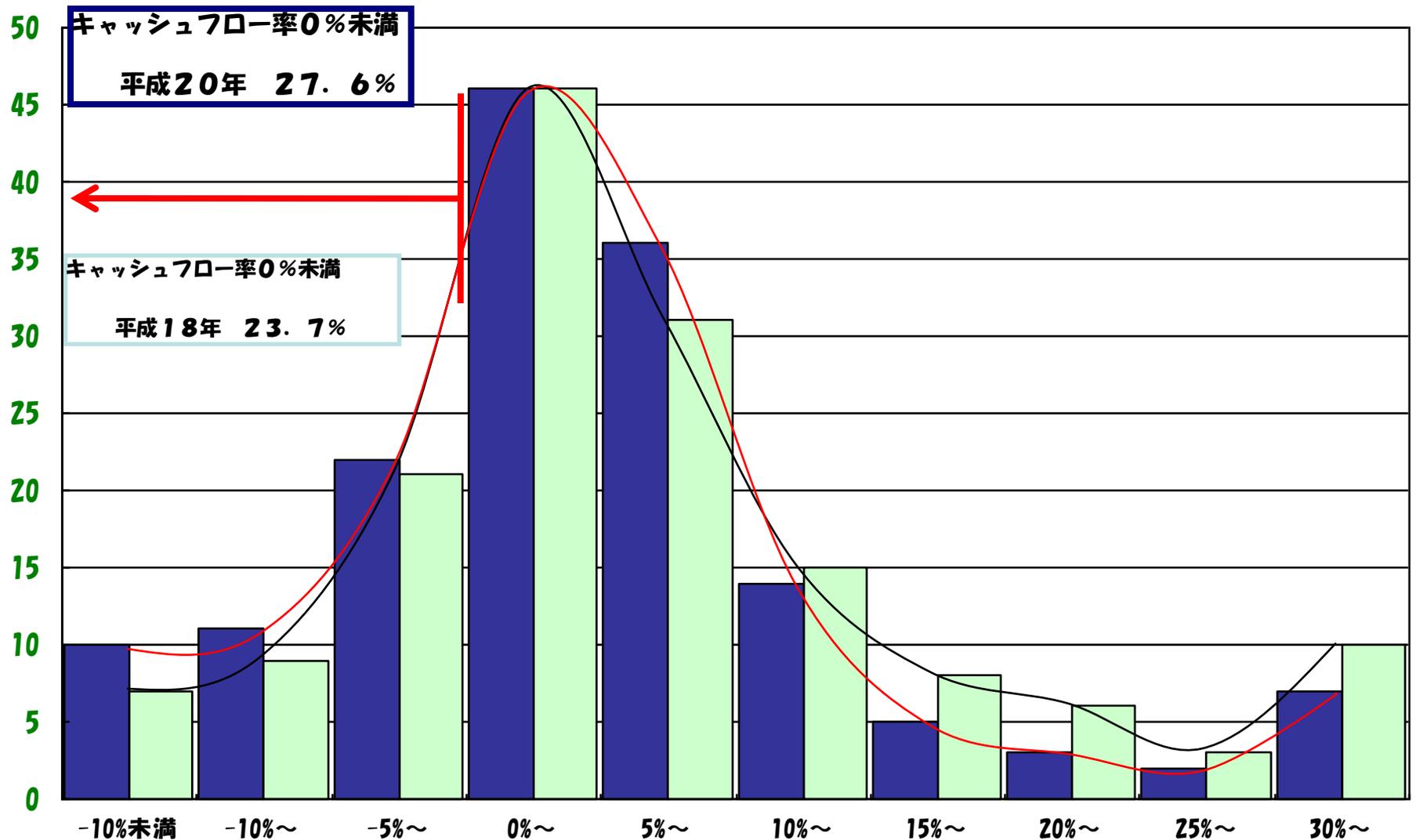
手元に残るキャッシュは  
 ・減価償却費分  
 ・利益から税額分を控除した分

その中で、借入金の元金償還を行い、将来の投資額を備蓄することが必要

仮に将来の医療機器更新等のための「留保分」をゼロとしたとしても、金融機関への元金償還年数と減価償却の法定年数との差異から生じる元金償還「超過分」の  $1 / (1 - 0.40)$  倍を当期利益として稼がなければならない。=「最低確保利益」  
 元金償還分は、一般病院7.8%となり留保分はマイナスである。

最低確保利益は、H19年の決算分析では大幅な収入欠損資金繰りに窮している

# 資料4 私的病院におけるキャッシュフロー率の変化



# 資料5 運転資金の調達に関する緊急調査 H21.2

